

唐津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 委託仕様書

1. 業務名称

唐津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2. 業務目的

「第3期唐津市まち・ひと・しごと創生推進計画」を推進するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附の獲得を目指すものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託内容

(1) 寄附見込企業のリスト化に関すること

受託者は、寄附見込企業を洗い出し、根拠を添えて寄附見込企業のリストを作成次第、唐津市（以下「市」という。）に提出する。また、リストが更新された場合、都度市に提出する。

受託者は、寄附見込企業をリストアップした後に、市と協議を行い、対象を加除することとする。特に、受託者は市に対して、リストアップした寄附見込企業のうち、既に市と連携関係にあることが特定できる企業の有無を確認し、提案の可否等について調整を行う。

(2) 寄附見込企業に対するアプローチに関すること

受託者は、寄附を行った場合のメリットや、市の取り組みを紹介した資料等を活用し、寄附見込企業に対して、個別訪問等により市への寄附を提案する。

(3) 寄附見込企業と市とのマッチングに関すること

受託者は、寄附見込企業の寄附意向を把握し市へ情報提供するなど、マッチングを行う。

(4) 寄附見込企業へのサポートに関すること

受託者は、寄附見込企業からの各種問合せ等に対応する。

(5) その他、寄附獲得に向けた支援に関すること

その他、寄附獲得に向けた支援について、受託者と市が協議の上、必要に応じて、決定する。

5. 委託料

(1) 委託料の算定について

委託料の算定は成果報酬型とし、受託者が市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附に至った場合、次の計算式により算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の端数は切り捨てとする。）

※上記金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(2) 受託者から市に対する請求について

受託者から紹介された寄附見込企業が市に対して寄附を行った後、市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

ただし、予算を超える支払が判明した場合には、補正予算等による予算措置後に委託料を支払うこととし、遅延損害金の算定対象外とする。

(3) 委託料の支払い時期について

支払時期については、成果報酬の清算は3月末日までに受託者の活動によって行われた寄附を計算し、その2カ月を経過する月の末日までに支払うものとする。なお、これによりがたい場合は、契約締結時に市と受託者が協議して定めるものとする。

6. 一括再委託の禁止

受託者は、本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により市の承認を得るものとする。

7. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本契約の締結にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 第三者の著作物を使用する場合は、受託者において必要な手続きを行い、使用料等が発生する場合は、受託者が負担するものとする。
- (3) 著作物等に関し、関係者その他の第三者から異議、苦情の申し立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受託者の責任と負担において処理するものとする。

8. 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、管理、監督する業務主任者を定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、作業指示又はその他市からの通知事項に疑義が生じ

た場合は、市に通知し、市は、それに回答する。

(3) 受託者は、業務の実施にあたり、市と必要な協議等を十分に行い、その指示に従う。

(4) 受託者は、契約後速やかに、業務スケジュールおよび運営体制が確認できる資料を市に提出すること。

9. その他

(1) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には予め受託者と市が協議の上、市の承認を得るものとする。

(2) 受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。また受託者は、本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、秘密保持を厳守するものとする。

(3) 受託者は、本業務の履行に伴い、緊急に市の指示を受けるべき事態が発生した場合は、直ちに市に連絡し、その指示を受けるものとする。市の指示を事前に受けることができず適宜の応急処置を取った場合は、事後直ちに市に報告するものとする。

(4) 受託者は、契約締結後速やかに、市と仕様内容や作業スケジュールの確認のための協議を行うものとする。

(5) 寄附は原則、現金での受領を優先することとする。物品については、一般に、当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられ、委託料算定に支障があるため、本業務の対象外とする。合わせて、人材派遣型も同様に対象外とする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市と受託者が協議して定めるものとする。